

氏宅を充てたが、業務は澄江寺の一角を借り受け、清原月潭師が専務理事となり、出資口数一五七口、一口一五円、内払込出資金七八五円、次の役員で信用事業と購買事業を開始した。

組合長理事	小針静雄
専務理事	清原月潭
理事	佐藤吉太郎
〃	仲島馬次
〃	鈴木虎次郎
監事	水戸捨吉
〃	遠藤重太郎
〃	世話人 小林馬之助
〃	鈴木常蔵
〃	水戸角蔵
〃	佐藤留四郎

(三三八、三三九)

この当時の組合には期限があつて一五ヶ年であつた。そのため昭和二年総会が開かれ継続することが決議され、この年から新加入が認められ、本村八三人、根宿四五人、鍋内一五人、平鉢一〇人、原宿一四人、寺内二三人、長峯八人、松倉一二人、大畑一四人が加わる。昭和一年には倉庫が建ち翌二年には事務所も新設された。

三神村では、大正二年三月「無限責任三神信用購買販売組合」が発足したが、しばらくして自然休業状態となり、昭和一年三月「三神信用販売購買利用組合」として再発足している。大和久では大正二年にはまだ設立されず、矢吹町で設立資金のための施策を講じていることがわかる。(三四〇)

矢吹は、三神、中畑におくられて、大正八年六月に設立許可を

得「有限責任矢吹信用購買販売組合」が設立された。(三四二)

昭和一年九月二九日には県営開墾地域(中畑・矢吹・川崎・三神の各村一部地域)に「弥栄信用販売購買利用組合」が設置され、中畑字稻荷釜に事務所を置いた。これは昭和一八年一月中畑信用購買組合に合併されるまで続く。

昭和一八年三月「農業団体法」が公布され産業組合、農会、養蚕組合、畜産組合、茶業組合などが、国策として統合されることになり、中畑は昭和一九年四月六日、出資口数一、五〇九口、一口一五円、内払込済出資金一九、七七四円二五銭、組合長小針静雄で中畑農業会として出発する。また三神は同年四月二〇日に組織替されている。矢吹もこのころであろう。

農業会は戦後「農業協同組合法」(昭和二年一月一九日)公布されるまで続き、その後、農業協同組合に発展改組される。

5 馬産・その他

三五二「明治二年矢吹宿当方駒改め」

(表紙)

「明治二年

当蔵駒御改書上帳

巳八月九日

石川郡

矢吹宿」

覚

- 一 鹿毛 一疋
- 一 栗毛 一疋
- 一 黒鹿毛 一疋
- 一 同毛 一疋
- 一 青毛 一疋
- 一 同毛 一疋
- 一 同毛 一疋
- 一 同毛 一疋
- 一 黒鹿毛 一疋

ノ

十二疋

右者此度就御改前書之通取調差上申候処相違無御座候 以上

矢吹新田分

- 金三郎
- 文吉
- 専吉
- 亀吉
- 惣吉
- 直右衛門
- 源七
- 儀右衛門
- 千代吉
- 弥市郎
- 長作
- 与吉

矢吹宿 組頭 喜左衛門

〃 卯左衛門

〃 庄屋 勘十郎

〃 嘉助

白川県御役所

〔本町 熊田俊一家文書〕

三五三〔明治二十二年福島県産馬会社西白河支社規則〕

御認可願

福島県産馬会社規則第四条ニ抛リ当区域支社規則別冊之通り制定致候間御認可被成下度此段奉願候也

福島県第二区白河支社

創立員会議長 根水 忠一郎 印

明治二十二年四月二十六日

同産馬会社

事務員 影山 正博 印

福島県西白河郡元町村戸長惣代

元福島県西白河郡白河町戸長 正田 文左衛門 印

福島県知事

山田 信道殿

農甲第三六五七号

福島県産馬会社第二区白河支社

創立員会議長 根本 忠一郎

明治二十二年四月二十六日願 福島県産馬会社白河支社々則認可之件追テ一般ノ会社条例制定相成迄結社相對約束ニ任ス

明治二十二年四月三十日

福島県知事 山田 信道 印

福島県産馬会社西白河支社規則

第一章 総 則

第一 条 当支社ハ福島県産馬会社西白河支社ト称シ西白河郡白河町ニ設置ス

第二 条 当支社ハ本社規則ノ権限内ニ於テ区域内産馬ニ関スル一切ノ事務ヲ処理ス

第二章 牝牝馬貸付

第三 条 種牝馬ハ良好ノ種族ヲ択デ之レヲ買入斃馬予備金トシテ原価ノ三割ヲ即納セシメ結社年限中貸付スヘシ故ニ区域内部落ニ於テハ予メ種馬組合ヲ定メ支社ニ届置クヘシ

但シ貸付セシ年ヨリ五ケ年間ニ生産馬ナキトキハ之レヲ引上ケ代馬ヲ貸付スヘシ

第四 条 牝馬ハ飼養篤志者ヲ撰ヒ斃馬予備金トシ原価三割ヲ即納セシメ無代価ニテ貸付該馬ヨリ生産シタル馬頭ノ糶売代金ノ半額ヲ社納セシムヘシ最モ原価全納ニ至ラハ其飼養主ニ附与スベシ

但貸付ケタル年ヨリ三年間ニ生産ナキモ及ヒ満期ノ節ハ該馬ヲ引揚ケ尤モ原価ヨリ超過スレハ其半額ヲ手当トシテ与フヘシ

第五 条 貸付ノ牝牝馬ハ毎年春秋二期監査ヲ遂ケ飼養其宜シ

キヲ得サルカ又ハ不都合ノ処置アルトキハ臨時之レヲ引上ルコトアルヘシ

第六 条 種馬ハ元価二十五円以上三十円以下ノ二歳牝牝馬ヲ買入貸付スルモノトス

第七 条 種馬貸付法ハ当一期中各種馬組合仕法金上リ高ヲ標準トシテ割合貸付ルモノトス

第八 条 貸付ノ牝牝馬ハ妄リニ返付スルヲ許サスト雖モ若シ種馬ニ適セサルカ或ハ其他事実止ムヲ得サル場合ニ於テハ審査ノ上之レヲ許スコトアルヘシ

但本条ノ場合ニ於テ借用中飼養其宜シキヲ得タルモノニハ評価額原価ヨリ超過スルトキハ該返金ノ半額ヲ手当トシテ借主ニ与フヘシ

第三章 交 尾

第九 条 交尾ノ時節ニ至リ交尾場ヲ設ケ其組内ニ於テ交尾セシムルモノトス

第十 条 交尾法ヲ分チテ二種トナシ一ハ支社畜養ノ種馬ヲ派出シ一ハ貸付ノ種馬ヲシテ其組内ニ於テ適宜交尾セシムルモノトス

第十一 条 派出馬ハ最モ良好ナルモノヲ撰ミ之レニ充ツルヲ以テ其交尾セシムヘキ牝馬ハ支社ニ於テ予メ之レヲ査定シ交尾鑑札ヲ付与シ置クヘシ

第十二条 派出馬ニ交尾セシメタル者ハ其生産馬児仕法金ノ外

左ノ割合ニ拠リ報徳金ヲ納メシム

但糶代金十円未満ノモノハ之レヲ免除ス

一 糶代金五十円以上 一割

一同代金五十円未満 五割

第十三条 社畜種馬交尾ニ関スル諸細則ハ支社長之レヲ定ムル

モノトス

第四章 糶庭馬市及仕法金

第十四条 糶庭ニ牽出シタル二歳牡牝馬ハ其糶直ニ売渡スト否

トヲ問ハス総テ仕法金一割ヲ徴収スルモノトス

但糶売代金二円五十銭未満ハ仕法金ヲ免除ス

第十五条 糶庭及馬市ニ関スル規程ハ別ニ之レヲ定ム

第十六条 馬匹ノ販路ヲ広メンカ為メ牡牝五調馬ハ市日中売買

ニ係ル分ハ一頭ニ付金四銭ヲ徴収スルモノトス

第五章 役員

第十七条 支社ニハ支社長取締各一名ヲ置キ一切ノ事務ヲ整理

セシムヘシ

第十八条 支社長ハ社務ヲ綜理シ取締ハ出納ヲ兼子庶務ヲ掌理

ス

第十九条 支社長取締ハ支社区域内株牧主惣代人ニ於テ区域内

ヨリ之レヲ公選シ本社長ヲ經由シテ県庁ノ認可ヲ受ク

ヘシ

第二十条 支社長ハ常ニ取締以下ノ諸役員ヲ監督指揮シテ支社

全体ノ責ニ任スヘシ

第二十一条 取締ハ支社長ヲ助け支社長事故アルトキハ其代理ヲ

成スコトヲ得

第二十二条 支社区域内ニ畜産係一名誘導係四名ヲ置キ産馬ノ実

業ヲ監督誘導セシムヘシ

但其受持区域ハ支社ノ議決ニ依リ之レヲ定メ其撰定

法ハ支社長ノ見込ニ任ス

第二十三条 将来産馬蕃殖事務繁忙ノ節ハ支社ノ議決ニ依リ畜産

係誘導係ヲ増員スルコトヲ得

第二十四条 畜産係及誘導係ハ支社長ノ推薦ニヨリ株牧主惣代人

之レヲ撰定ス

第二十五条 畜産係ハ支社長取締ノ指揮ニ遵ヒ左ノ事項ヲ担任シ

其都度支社届出ヘシ

一 糶庭ニ牽出スヘキ牡牝馬ノ数及其毛疵ノ有無ヲ調査

スルコト

二 孕馬及生産馬検査ノコト

但生産馬ハ詳細ノ血統及来歴ヲ付記スヘシ

三 貸付牡牝斃監査ノコト

四 区域内馬籍統計整理ノコト

五貸付牝馬調査ノコト

第二十六条 誘導係ハ支社員ノ指揮ヲ受ケ産馬ノ繁殖改良ヲ誘導

シ糶庭ニ於テ専ラ其売買ノ紹介周旋ヲ為シ以テ販路ヲ

広ムルコトヲ勉ムヘシ

第二十七条 支社区域内各村ニ産馬惣代人一名ヲ置キ左ノ事項ヲ

掌ラシム

但土地ノ実況ニヨリ数村ヲ合セテ一名ヲ置クモ妨ケ

ナシ

一 毎村馬籍帳ヲ製シ置キ異動アル毎ニ加除訂正シ毎年

統計ヲ受持畜産係ヲ差出スコト

二 支社ヨリ諸通達ヲ其村内ニ報告スルコト

三 其村生産馬ノ毛疵検査ニ立合且ツ其村糶日割ノ当日

糶庭ニ立会フコト

四 支社区域内ニ於テ孕馬及児付馬ノ売買アルトキハ其

馬籍送受ノ手続ヲ為シ畜産係ニ報告スルコト

五 糶売馬代金ヲ支社ヨリ受取り馬主ニ分配スルコト

第二十八条 前条各村産馬惣代人ハ各区ニ一名ヲ撰挙シ其手当ハ

社費ヨリ支給スルモノトス

第六章 株牧主惣代人

第二十九条 支社区域内株牧主ノ代理トシテ各町村ニ株牧主惣代

人一名ヲ置キ特ニ西郷村ニ二名ヲ置ク

但撰挙ノ方法ハ其町村ノ適宜タルヘシ

第三十条 株牧主惣代人ノ任期ハ四ケ年トシ二ケ年毎ニ其半数

ヲ改選シ満期再撰スルコトヲ得

但初度ノ改撰ハ特ニ任期ノ半ハニ於テ抽籤ヲ以テ其

退任者ヲ定ムヘシ

第七章 会 議

第三十一条 支社會議ハ各町村株牧主惣代人ヲ以テ之ニ充ツ

第三十二条 支社會議ハ支社ノ費用ヲ以テ支弁スヘキ事件及其經費

ノ予算等総テ支社ニ関スル一切ノ事件ヲ議定スル者ト

ス

第三十三条 支社會議ハ通常臨時ノ二種トナシ通常會ハ毎年三月之

ヲ開キ其年度中施行スヘキ事件及其經費ノ予算ヲ議シ

臨時會ハ臨時會議ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ開クモノト

ス

但通常會ハ五日以内臨時會ハ二日以内トス時機ニ依

リ日數ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第三十四条 支社會議ハ支社長之ヲ開クヘシ

但議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求アルトキハ臨

時開會スルヲ得

第三十五条 支社會議ノ議長ハ議員中ヨリ撰挙スヘシ

第三十六条 支社會議ハ議長半数以上出席スルニアラザレハ之ヲ

第十章 雜 則

第五十条 事務多忙ニシテ差支アルノ場合ニ於テハ臨時雇生ヲ

使用スルコトヲ得ヘシ

第五十一条 支社事務実行ニ関スル諸規則ハ常議員ノ決議ヲ經テ

支社長之レヲ定ムヘシ

第五十二条 支社ノ權利及義務ニ関スル重要ノ文書ニハ必ス支社

ノ印章ヲ捺シ且支社長ノ姓名アル役印ヲ用ユヘシ

第五十三条 支社区域内ニアル者ハ其孕馬又ハ児付馬ヲ区域外ニ

売却スルヲ許サス若シ違フモノハ過料トシテ其売却代

金ノ一割ヲ差出サシムヘシ

但事實止ヲ得ス区域外ニ売却セント欲スルトキハ支

社長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十四条 支社区域内ニ産出スル馬児ニシテ糶未済ノモノハ私

ニ之ヲ売却スルヲ許サス若シ違フモノハ過意料前条ニ

同シ

第五十五条 支社区域内ニ在テ前二条ノ外此規則ニ違背スルモノ

ハ其情況ニ依リ一円以上二円以下ノ過意料ヲ差出サシ

ムヘシ

第五十六条 支社役員ニシテ此規則ニ違背シ又ハ不正所為アルト

キハ其為ニ生シタル損害ヲ償ハシメ五円以上十円以下

ノ過意料ヲ差出サシメ且退役セシヘシ

第五十七条 貸付種牡馬ヲ斃馬ト偽リ或ハ密売交換等為シタルモ

ノハ貸付馬ノ原価ヲ償却セシメ尚過意料金トシテ五円

以上二十円以下ヲ差出サシムヘシ

第五十八条 規則違背ニ係ルモノハ支社長之ヲ專決シテ本社ニ報

告スヘシ其取締以上ニ係ルモノハ本社長ニ申告シテ其

指揮ヲ受クヘシ

第五十九条 此規則ハ妄リニ変更スルコトヲ許サス若シ事實止ヲ

得ス変更セント欲スルトキハ支社社会議ノ決議ヲ採リ本

社長ヲ經由シテ県庁ノ認可ヲ受クヘシ

糶庭細則

第一条 糶庭ヲ開設スルトキハ其糶庭組合ノ馬数ヲ調査シ糶

日割ヲ定メ本社ノ稟議ヲ經テ執行スルコト

第二条 糶日割ハ予定ノ上二歳馬主ヘ報告スルヲ以テ各馬主

ハ遅日ナク牽出テ糶庭事務所ヘ届出ツヘシ

第三条 二歳馬ノ内糶期ニ際シ疾病ニ率出シ難キトキハ其

病体ヲ記シ該村総代人連署ヲ以テ届出テシム

但本条ノ病馬ハ其次ノ糶期ニ当リ平癒スルトキハ該

場ヘ掃出スヘシ若シ期ニ至リ全癒セサルトキハ支社

役員評価人ト共ニ出張シテ之ヲ評価シ仕法金ヲ收入

スルモノトス

第四 条 糶庭ハ毎年通常会ノ終リニ於テ株牧主惣代人ノ意見

ヲ諮リ適宜ノ場所ヘ設置スルモノトス

第五 条 糶庭ニ於テ糶直定マレハ其都度左ノ切符ヲ渡ス可シ

故ニ売買主ハ馬代金納受ノ節持參シ帳簿ヘ引合スヘシ

但買主ハ馬代金ヲ即納シ該馬ヲ請取ルヘシ

(割印) 記

何郡何村 馬主誰	何号	一何毛牝馬	買主何誰
此代金	此仕法金	年月日	支社名印

第六 条 糶直馬主ノ意ニ適セサルカ又ハ白飼ヲ望ミ主取ニス

ルトキハ前ノ切符ヘ主取ト記載シ馬主ヘノミ渡スヘシ

馬主ハ仕法金ヲ納ムル節該切符ヲ持參シテ請取ノ証印

ヲ受クヘシ

第七 条 糶庭ニ於テ売払タル馬買主代金ヲ納メザレハ該馬ヲ

渡スヲ許サス代金此済スレハ請取証ト共ニ左ノ小札ヲ

渡ス売主ハ該小札ト交換シテ現馬ヲ渡スヘシ

(割印) 第何号

何毛牝馬 何何之誰

第八 条 糶日以前畜産係検査ノ上毛疵等巨細帳記シ置キ糶庭

ニ於テ衆人ニ相示シ売買スヘシ尤モ疵所等脱漏ノ分請

渡ノ際発見スルトキハ更ニ糶直スルモノトス

第九 条 糶払馬請取タル後三日間ニ隱病相頭ハレタルトキハ

馬代金ハ支社ヘ取上ケ買主ヘ戻シ牽着ケ入費等馬主ニ

於テ弁償スヘシ而後該馬ハ更ニ評価ノ上仕法金ヲ收入

ス

但一時ノ発病ハ此限ニアラス

第十 条 二歳ノ外何馬ニ限ラス糶庭ヲ借用シ売買セント欲ス

ルモノアルトキハ之ヲ許スコトアルヘシ

但糶庭料トシテ馬一頭ニ付金五銭宛収ムルモノトス

[中畑 岡崎長成家文書「産馬会記録」抜粋]

三五四 [明治二十三年西白河郡内馬産狀況]

(表紙)

「明治二十三年

農 事 調 査

福島県

参考

馬

本郡産馬法ハ領主丹羽長重寛永六年始テ法ヲ設ケ官金ヲ以テ買上
 貸付以後代々領主之ヲ続キ文政六年阿部家移封少ク其法ヲ更メ慶
 応三年同家封ヲ棚倉ニ移スト共ニ該業廢滅ニ帰ス同四年代官森孫
 三郎産馬業欠ク可ラサルヲ知り再ヒ旧法ヲ興シ産馬業ヲ奨励ス其
 後明治五年本県令安揚保和当白河町ハ田部才助ヲ撰授シ元米村外
 十三ヶ村ノ戸長トシ諮問スルニ産業ヲ以テス才助産馬業ヲ以テ上
 申ス官之ヲ許可シ殊ニ資本金三千円与利子ヲ以テ貸付セラル六年
 胤馬トシテ亞刺此亞馬一頭ヲ貸付同七年他郡ト共ニ須賀川産馬會
 社ヲ共立シ産馬繁殖ヲ謀ル尙資本トシテ金六百円無利子ニテ貸付
 セラル爾來才助老体ヲ不顧益々該業ニ従事其成績著キヲ以テ銀盃
 ヲ以テ賞セラレ同九年六月奥羽 御巡幸之際旧白河城内ニ於テ産
 馬百頭ヲ牽出シ

天覽ニ供シ為メニ金三十円飼馬料トシテ賜フ同年尙官ヨリ金千
 九百九十三円ヲ産馬資本トシテ貸付セラル十年才助病死是ヨリ同
 人ノ職ヲ奉スル本郡ノ西部ニ在リト雖モ其徳ヲ受ケタルハ管内二
 産馬ニ及ヘリト云フ其子五兵衛ヲシテ父ノ業ヲ続カシム明治二十
 二年本郡ハ須賀川産馬支社ヲ置キ本社ト經濟ヲ異ニシテ未タ諸事
 整理セサルモ是レ産馬業擴張ニ出タル次第ナレハ漸次該業ノ盛大
 ニ趣ク期スベキナリ

参考

馬

本郡産馬業(ウマ)ハ前ニ記スル如シト雖モ本郡内各数百町歩ノ原野ハ
 次第ニ開墾地又林地トナリ飼秣ニ欠乏ヲ來シ馬數次第ニ増加ス即
 チ左表ノ如シ

年次

明治十五年	六千二百二十五頭
同 十六年	六千二百四十一頭
同 十七年	六千二百五十頭
同 十八年	六千二百八十八頭
同 十九年	六千六百四十五頭
同 二十年	六千三百三十頭

差引増額

又二十年ノ頭數ヲ以テ十五年ノ頭數ニ比スレバ増加スル事實ニ百
 五頭ヲ増加セリ

参考

馬市場

本郡ノ馬市ハ全国著名ニシテ産馬會社之ヲ主管ス春秋二期ニ郡内
 ニ開場ス秋期白河町市ノ如キハ大小馬商山崎崎玉茨木栃木千葉諸
 城ヨリ集合シニ才其他牽出ス馬匹三千内外ニシテ産馬會社員出張
 シテ該場ノ事務ヲ取ルニ才馬ヲ驪場ニ牽出スルニ当リ競買人高声

ニ之ヲ唱ヒ上騰シ已ニ競買者出サルニ於テハ最高ノ者ニ売渡ス代
金ハ産馬会社員之ヲ受取り仕法金一割ヲ引去リ馬ニ渡ス

牧場

本郡ニハ牧場ナシ

〔県庁文書「明治23農事調査」抜粋〕

三五五〔明治二五年駒競売馬数並日割〕

明治二十五年駒競売馬数並日割広告

競売箇所	馬数	牝馬		日割	日数
		牝馬	馬雑種		
田村郡小野新町	1,000	500	500	三月三日ヨリ 同元日マテ	一日
西白河郡矢吹	1,200	750	450	同二月二日ヨリ 同二日マテ	一日
岩瀬郡須賀川	333	300	33	同四月六日ヨリ 同九日マテ	四日
石川郡川辺	350	193	157	同四月二日ヨリ 同三日マテ	四日
石川郡石川	477	255	222	同三月三日ヨリ 同四月三日マテ	四日
同郡浅川	409	224	185	同四月四日ヨリ 同五月四日マテ	四日
西白河郡白河	300	255	45	同五月二日ヨリ 同五月三日マテ	四日
同郡金山	403	219	184	同五月七日ヨリ 同十九日マテ	四日

合 計	岩瀬郡湯本	岩瀬郡(牧ノ)	大屋牧本	西白河郡白河	田村郡大越	同郡常葉	同郡三春
二四、五六七、四七	七三	三三	三〇	三九	四三	五六	三三
七、四九九	三	三	三	二	三	三	三
本表ノ馬数ハ昨 三一年度競売 タル實際数ナレ ハ本年ハ尚ホ著 シク増加アリ	同九月十四日ヨリ 同十五日マテ	同九月五日ヨリ 同六日マテ	同九月五日ヨリ 同六日マテ	同九月五日ヨリ 同五日マテ	同十月二日ヨリ 同五日マテ	同二月七日ヨリ 同七日マテ	同一月八日ヨリ 同三日マテ
	二日	四日	四日	七日	五日	八日	五日

右之通り駒糶施行候ニ付陸統御購求アラン事ヲ乞フ

明治三十二年三月

福島県産馬組合取締所

〔本町 熊田俊一家文書〕

三五六〔矢吹町馬市場取引調〕

馬市場取引調

年度	常設市場名	定期市場		出馬頭数		販売頭数		販売価格	
		開場 度数	市場 頭数	牝	牡	牝	牡	牝	牡
明治三三		一	二七	一	二七	一	二七	一、八七〇	二、一八七
明治三三		二	二七	二	二六	二	二六	一、八〇〇	二、一八七
		三	二七	三	二六	三	二六	一、八〇〇	二、一八七

二十九日夕	山崎 徳次	四十九	同県同郡小貝村見上六二	
同郡釜子村釜子百二九			三十一日夕より七日	三十二
二十九日夕	辺見 久右衛門	四十七	同県同郡茂木町四一	三十二
茨城県猿島郡五ヶ村元栗橋八〇四			三十一日より六日アサ	
二十九日夕	鈴木 友吉	四十二	二門酒肴アリ	九十銭麦五升
同郡同村千五百七			同県上都賀郡小成川村大久田一九六	
二十九日夕	鈴木 又蔵	五十三	三十一日夕	二日ヒル
栃木県下都賀郡豊田村字大本一九			全県那須郡向田村落合三八	
二十九日夕	富田 嘉吉	五十五	三十一日夕	七日アサ
西白河郡五ヶ村大字板橋三十			田村郡中妻村春藤九	
二十九日夕	鈴木 兼吉	四十一	三十一日夕	
茨城県那賀郡大場村三井四百七十			山梨県西八代郡下九一色村一一三	
三十日ヒルより七日	藤 垣 丑之助	四十五	三十一日夕	二日立
同郡同字四十三			栃木県上都賀郡小成川村大久田一九六	
三十日ヒルより七日	佐藤 亀吉	四十八	三十一日夕	二日ヒル立
茨城県東茨城郡津山村上津山四五〇			同県芳賀郡須藤村生井三〇	
三十日ヒルより七日	川井 巳之吉	五十二	一日夕より五日	
同郡栗山村一三五			十六銭玉子	一円酒屋
三十日ヒルより七日	番頭アリ 小林 三代松	七十二	番頭一人ハ置	
栃木県芳賀郡小貝村拜仏六			茨城県真壁郡真壁町	
三十一日夕より五日	笹崎 様司	四十八	五日夕外息子一人泊候	
			一日夕六日ヒル立	
				和 田 安太郎

石川郡山橋村山形十六

一日夕三日

木戸 星之助 六十四

二日夕

同郡同村

渡辺 金蔵 三十七

安積郡々山町大重百十八

二日夕四日アサ

山口 元吉 五十八

二日夕

田村郡夏井村歴又田

瀬谷 吉春 三十五

栃木県那須郡荒川村大里百六十四

二日夕 七十六錢 玉子 酒二
一円三十五錢 酒五

石崎 甫三十二

二日夕

同郡上高瀬村

荻野 仙七 三十七
松崎 周次 六十五

茨城県東茨城郡岩舟村喜夢方五七

二日夕 小林三代松様
番頭

田崎 鶴吉 六十二

西白河郡小野田村大字板倉二二〇

鈴木 善助 四十一

岩瀬郡広戸村柿之内一〇七

二日夕三日立

小磯 茂三郎 四十五

岩瀬郡鏡石村鏡田六一

渡辺 重治郎 六十八

栃木県芳賀郡市羽村石下二五

二日夕三日アサ立

福島 忠一郎 五十二

西白河郡滑津村松崎一五

小針 末吉 五十三

栃木県那須郡境村下境二、四六七

二日夕九日 番頭アリ酒一

小原沢 伝 三十一

栃木県那須郡向田村野上二七

小鹿 星太郎 五十八

茨城県東茨城郡沢山村上沢山

二日夕七日

川井 峯吉 二十三

栃木県那須郡向田村向田二三六五

星野 熊吉 五十

石川郡蓬田村下蓬田一九

二日夕

熊谷 庄吉 五十五

同県同郡同村二五七九

樋山 惣太郎 四十二

同郡同村永田

二日夕

久保木 政吉 三十五

同郡荒川村八ヶ代

小池 久三郎 四十六

同郡同村蓬田新町二五

石川郡須釜村北須釜三八

三日ヒル 五日 二十五錢番頭
酒一スミ

三日ヒル 七日立	榊 枝 清次 四十五	四日夕 五	小松 栄七 四十二
岩瀬郡広戸村大久田一〇七		安積郡富田村雨田三七	
三日夕 又泊ル	小磯 茂三郎 四十五	四日夕 九	鈴木 宗八 五十一
茨城県那珂郡大場村小場二十六	同 茂一 二十八	茨城県西茨城郡北山内池大字寺崎一	
三日夕 七日	杉山 丑之助 五十七	七日夕 九 一円銭かし	秋山 定治郎 四十八
岩瀬郡長沼町荏花七五		同郡同村杉沢一	
三日夕 四日ヒル立	森岡 源之助 六十六	五日ヒル 二十五銭酒一 六日 二十五銭酒一	高松 角右衛門 三十八
岩瀬郡牧本村上松本六		同郡同村六四六	菅谷 又哉 三十三
四日夕右馬一頭セリ五日アサ	三本松 栄 四十	五日ヒル 九日	
石川郡中谷村中谷		岩瀬郡湯本村羽鳥百十	星 春一 三十三
四日夕	小松 角之助	五日夕 六	
東白河郡宮本村論田十九		同郡鏡石村鏡田八十九	加藤 藤之助 四十一
四日夕	小平 牛若丸 三十一	五日夕 六日ヒル立	
同村松川		石川郡蓬田村下蓬田一七	三本松 庄八 三十
四日夕 九日	佐川 庄藏	五日夕 七日アサ	
同村論田十九		同郡同村五一	同 圭三 二十七
四日夕	山崎 藤四郎 四十一	五日夕 六日アサ 七日夕泊り八日立	同 庄太郎 四十三
田村郡中郷村大字滝九六		同郡蓬田村北竜崎二一五	
四日夕 七日	橋本 辰三郎 四十二	同居	館 庄太郎 四十三
同郡同村三八		五日夕	根本 栄三郎 四十九

耶麻郡千里村西谷二五八

五日夕 七日立

茨城県新治郡石岡町九六九

五日夕

同郡新治村土田四二

五日夕

同郡石岡町谷向九百六二

五日夕

同郡黒川村石川五

五日夕

同郡土志摩村安養一三二

五日夕

栃木県那須郡荒川村大里四一二

六日夕 九日

西白河郡釜子村釜子一六一

六日夕 九日

田村郡小野町

六日夕 八日

同郡小塩江村塩田

六日夕 八日立

同郡同村同町

小野長平 三十四

篠塚清治郎 四十四

佐伯次右衛門 二十八

大枝庄次 三十

服部清太郎 五十二

栗原清作 四十五

磯田七郎 三十

市川定次 五十二

佐藤捨藏

山田兼吉 五十九

六日夕 七日

西白河郡五ヶ村舟田

六日夕 八日

栃木県那須郡親岡村親岡三十二

六日夕 八日立

西白河郡小野田板倉二二〇

六日夕

石川郡蓬田村下蓬田五一

七日夕 八日立

安達郡玉ノ井村間黒一五

七日夕 八日

田村郡大熊村鬼生田五五

七日夕 八日

七十五錢 七日夕酒三
五十錢 八日朝酒二
七十五錢 熊谷無宿江酒三

岩瀬郡スカ川町鍛冶町四一

七日夕

石川郡小塩江村塩田二

七日夕 八日

山梨県南巨摩郡鵜沢町八百七十四

橋本元吉 五十五

芳賀清之助 五十八

村上浅吉 五十二

鈴木善助 四十一

三本松豊吉 二十四

外一名

菅野宇吉 五十五

三本菅松太郎 六十三

鈴木熊四郎 四十三

山田三五郎

七日夕 八日立	齊藤 後義藏 六十	二十九日夕 四日アサ	海老坪 清
同県同郡同町二三九	同所九〇七		
七日夕 八日立	桜井 勝藏 六十	二十九日 四日アサ	菊地 平次郎 五十
栃木県那須郡七合村大桶四〇		二十九日 四日アサ	菊地 義次郎 二十六
八日夕 五十銭酒二 五十銭スミ	渋井 末治郎	同郡石岡九六九	右子
同日同村同町七五九		二十九日 四日アサ	篠塚 清次郎
八日夕	高野 金兵衛 四十三	同郡三村二、四四〇	
茨城県西茨城郡南川根村安郷一〇七		二十九日夕 四月二日朝立	武田 文藏
九日夕	小磯 金弥 二十三	同日中井村字下田町四〇三	
同日実戸村大古山一八六	庄司 広吉 三十九	二十九日 四日アサ	菊地 野次郎
九日夕	鈴木 富三郎	茨城県猿島郡長須村九七	
南会津郡田島町		二十九日 夕四日アサ	鈴木 万七 六十二
宿料及酒肴料		栃木県芳賀郡中川村飯野八六七	
十一月 十五銭貸ス		二十九日 四日アサ	細川 富之助 四十三
但シ四月十二日迄二日間		茨城県新治郡新治村上土田四二	
大正十一年三月		二十九日夕(夕食ヌキ) 四日アサ	佐伯 次右衛門 三十
栃木県芳賀郡中川村大字馬門六	湧井 末吉 五十四	同日同村下土田	
二十九日夕 四月四日晚立		二十九日夕(半泊) 四日アサ	中根 大三郎 三十七
茨城県東茨城郡竹原村字大谷九	岩田 音次郎 五十八	茨城県東茨城郡沢山村上沢山四五〇	
二十九日夕 四日アサ		三十日ヒル 四月九日立	川井 巳之吉 五十三
同県井治郡高浜町東田中八九六			

同所栗山一三五

三十日ヒル 四月九日

同県那珂郡大場村三好七七

三十日ヒル 四月九日

右同四三

三十日ヒル 四月九日

栃木県芳賀郡須藤村大字千本一八

三十日ヒル 四月三日喰立

茨城県猿島郡長須村一四二四

三十日夕 四日アサ

同所二九一

三十日夕 四日アサ

同郡七重村寺久七八四

三十日夕 四日アサ

栃木県芳賀郡須藤村坂井五三

三十日夕 三日晩立

同県上都賀郡小来川村

三十日夕 六日アサ

茨城県新治郡石岡町一、八九三

三十日夕 四日アサ

栃木県芳賀郡小貝村竹内八

三十日夕 四月三日晩立

小林 巳代松 七十四

茨城県真壁郡真壁町五三

三十一日ヒル 五日ヒル立

茂垣 丑之助 四十

同所

三十一日ヒル 五日ヒル立

佐藤 亀吉 五十

栃木県芳賀郡須藤村生井三〇

三十一日夕

稲葉 金治 五十二

埼玉県大里郡鉢形村一六二

三十一日夕 五日アサ

小菅 藤作

埼玉県大里郡花園村二五九

三十一日夕 四日アサ

藤井 藤作 二十九

埼玉県小児郡北泉村六〇

三十一日夕 五日立

小島 甚一郎 四十三

栃木県那須郡向田村向田一三六五

四日一日夕

阿久津 徳太郎

茨城県結城郡安静村栗山四四

四月一日夕 四日ヒル

吉田 甚四郎 四十

同所四四ノ一

四月一日夕 四日ヒル

岡野 留吉 四十

同郡飯沼村馬場新田六三一

四月一日夕 四日ヒル

佐藤 留吉 四十一

和田 保太郎 五十九

右子息
和田 義一郎 三十二

堀 卯三郎 五十三

立馬買
戸 沢 喜宇 二十九

立馬買
酒井 善四郎 四十

立馬買
木村 富士五郎 四十八

平野 熊吉 五十一

猪瀬 熊吉 四十六

猪瀬 市之助 三十一

持木 小四郎 二十八

千葉県姉崎町二九六三	四月一日夕	四月三日アサ立	藤田 伝右衛門	四十六	四月二日夕	西白河郡金山村金山三〇	小原沢	伝	三十三
広島県名東郡北井上村三三一	四月一日夕	四月七日	佐野 倉治	四十五	四月九日	南会津郡二川村板松五二	馬引 山崎 徳次	五十	
茨城県真壁郡古里村下星谷一三二	四月一日夕	五日アサ	小島 弥兵衛	四十三	四月二日夕	無断出立宿料不払三日迄居タル其后不明	農 渡 辺 敏夫	三十八	
茨城県同村字知行	四月一日夕	五日アサ	市村 鹿治郎	四十二	四月二日	三日晩立	小池 久三郎	四十五	
石川郡泉村小高六五	四月二日ヒル	四月七日	佐藤 喜藏	五十九	田村郡要田村荒和田一六五	四月二日夕	四月アサ	四月六日	馬引 渡 辺 子之吉
同郡小平村西山一二〇	四月二日ヒル	六日アサ	佐藤 喜藏	五十九	茨城県新治郡関川村石川	四月二日夕	同月七日		服部 猪松
同郡同所一二〇	四月二日ヒル	三日アサ	右同 二瓶 岩吉	二十七	石川郡蓬田村下蓬田一九	四月二日夕			大馬一 熊 谷 庄吉
同郡蓬田村下蓬田一六	四月二日ヒル	同月九日	右同 根 本 久藏	五十七	石川郡中谷村双里二二	四月二日夕			馬引 芳 賀 平助
同郡小塩井村小倉一〇七	四月二日ヒル	五日アサ立	右同 塩 田 安次郎	五十	同郡蓬田村永田	四月二日夕			熊谷馬引 久保木 正保
安積郡富田村高田三七	四月二日夕		馬引 鈴 木 惣八	五十三	同村下蓬田	四月二日立			熊谷馬引 上遠野 喜代治
栃木県那須郡境村下境二四七六			同村永田						

西白河郡五ヶ村船田一〇〇

四月八日夕

大馬一 芳賀 清之助 五十九

石川郡中谷村大字中田五四

石川 宗平

岩瀬郡浜田村前田川一一三

四月六日夕

馬ナシ 矢吹 嘉助 四十五

四月八日

小松 留之助
〔本町 熊田俊一家文書〕

石川郡沢田村沢井

四月八日夕

深谷番頭 根本 信夫 二十一

三五九〔大正一一年馬糶宿屋収支調帳〕

安積郡豊田村川田

四月八夕 九日立

馬ナシ 塚野 安吉 三十九

(表紙)

「大正十一年四月

同所一五

四月八日夕 九日立

馬ナシ 古川 久三郎 六十四

馬糶収支調帳

同所

四月八日

馬ナシ 遠藤 忠一 三十三

大正十一年四月馬糶中

支出

岩瀬郡白江村大久保四八

四月八日

馬ナシ 小栗山 卯之助 四十四

金百四円二十銭

白米

石城郡三坂村大字中三坂字四座六

四月五日夕

馬商 馬五(草野庄三郎連レ) 大竹 清次

金十九円五十銭

醤油

岩瀬郡牧本村松本二

四月九日夕

小馬一 君島 竹藏 四十八

金六十三円

酒七斗

一斗九円

石川郡泉村川辺二〇

四月九日夕

大馬一 藤馬 吉 三十七

金三十六円八十銭

麩 十一袋

一袋 三円三十銭
三円四十銭

栃木県芳賀郡須藤村生井九

金四円八十一銭

大麦 十三貫同一俵

五十嵐 五十嵐 井

金八円二十五銭 大豆 一俵四斗六升入

正十六貫目
内三斗四升余リ

五十嵐

金一円也

ウダ

金一円也

水葉

十把

金九円二十四銭 茶菓子代

金二円七十銭 切煎餅 一貫目

須賀川

金三円二十銭 ちそ〃 一貫目

松月堂

金三円四十銭

内樽代四十銭

以上 須賀川

大内捨五郎商店

金二円二十四銭 油〃 八百目

一円十銭 煎餅

高桑

金三十九円十二銭

魚代 魚善 弘

落京正二貫五百 須賀川 藤本や

金五円四十五銭 豆腐

金二円七十銭 三箱

関本

金七円五銭

プチ塩鮭四本 四貫百五十文

金二円三十銭 二十三丁

矢田部

金三円四十五銭

削粉十五本

金四十五銭 油揚

渡辺

金五円

チカ二十五連

金四円五十九銭 油揚

金二円三十五銭 二百九十四ヶ

矢田部

金十円九十五銭 ナメタ四十枚

金二円

関本

金三円七十五銭

帆立貝五百目

金二十四銭

渡辺

一円八十銭

カトイワシ二十一尾

金一円也 ガンモドキ

渡辺

金三円八十銭

魚代

魚吉

金五十銭 ゴモク

金一円七十五銭 伊達巻五本

矢田部

金一円五十銭

カラカイ半身

金二円五十銭 推茸 五十匁

金二円也

サガ一本

魚代 松川二枚

金二円三十銭 切イカ十袋

金二円八十銭

金一円四十銭 魚代 松川一枚

伊勢吉

金三円也 海苔 一把

金四円五銭

砂糖

分

金一円五十五銭 初雪 一貫

金一円三十銭 車糖 七百日

金一円二十銭 玉砂糖 一貫

金一円三十銭 延紙 十帖 金

金四円五十銭 石油 一本

金三十五円二十銭 炭二十二俵 一俵 一

金一円八十銭 白酒四合

金二円四十銭 ビール四本 高桑

金二円八十銭 ビール六本 須賀川ヨリ

金十六円 一本四十七銭 四打ノ内

金五十四銭 玉子四百ヶ位 一ヶ 一

金二円十六銭 箸 三十

金二円七十銭 ウトン 十二把

金五十一円二十銭 ソバ 十五把

金五円 雇人給料

金五円五十銭 おわさ 十日分 一日五十銭

金六円 おい志 十一日分 //

金七円二十銭 おマツ 十二日分 //

金一円也 大野ラク 十三日分 //

金六円也 同人賞与

金十五円二十銭 入屋武 十三日分

金一円三十銭 同人賞与

金二円也 民報賞

金一円也 スイヘ //

金一円也 お花へ

金二十九円三十五銭 蒲団損料

金八円二十七銭 大一四六枚 五円八十四銭 四月末

金七円八十銭 小八一枚 二円四十三銭 三月末

金一円十銭 大一五〇枚 川崎ヤ

金十円八銭 大二二枚 小二銭 百松

金十銭 大二五二枚 入屋

金一円十五銭 大、小各三枚 入屋

金二十一銭 大二二枚、小九枚 皆川

金六十四銭 小、小各三枚 矢田部

金十三円八十銭 大一六枚 ラク

金十円二十銭 薪六十束 一束二銭三厘

金十一円也 バタ六十五束位 一束十七銭

金四十円 藁十五駄 時価見積一駄八十銭

総計金五百四十九円六十九銭也 其他現金買及持分使用等ノ概算

其他備品トシテ残ルモノノ支出

金十四円也 大カラカサ十本 書賃一円ヲ含ム 金

金一円二十銭 ブラ提灯新規ニツ

金四十四錢

金八円七十錢 須賀川 大来ヤ勘定

金二円二十五錢 茶漬三十錢 七五

金一円八十錢 茶ノミ三十 六〇

金八十錢 盃三十 四〇

金一円五十錢 三五皿三十 五〇

金五十錢 面桶一ヶ 三五

金三十五錢 中面一ヶ 五〇

金五十一錢 急須三ヶ 一七

金四円五錢 須賀川 吉 金

金六十錢 行手大一ヶ

金五十錢 青鍋九寸一ヶ

金三十五錢 七寸鍋一ヶ

金五十錢 大箸五揃

金七十五錢 灰カキ五ヶ

金九十錢 鋳物五徳三ヶ

金四十五錢 五徳三ヶ

金六円二十五錢 矢吹 長谷川

金二円五十錢 鉄瓶

金四十五錢 大箸三

金四十錢 灰フルイ二

金一円十五錢 青瀬戸引ヤカン小三

金一円四十錢 薄刃二ヶ

金七円四十四錢 須賀川北町 野沢商店払

金四十三錢 瀬戸引青ヤカン小一

金一円四十錢 二分ランブ五ヶ

金七十錢 大コップ六ヶ

金六十錢 五分口金三

金九十錢 五分ソホ三

金七十錢 五分ホヤ半打

金十五錢 カミ八十三枚

金四十錢 一合コップ四ヶ

金二十五錢 シヤクシ二本

金三十八錢 二分ホヤ半打

金四十錢 シヤン一〇

金六十五錢 ビール呑半打

金四十八錢 灰フルイ 灰ナラシ

金二円六十錢 手桶二ヶ 新田 今朝吉

金一円十錢 洗桶一ヶ 右 同

合計金四十五円七十八錢也
総支出金五百四十五円四十六錢也

収入之部

馬糧売上高

金六十五円二十五銭 切ワラ

百八十四俵及ザル七ツ

一俵三十五銭一ザル十五銭ノ割

原料ワラ十五駄（一駄八十銭ノ割トシ）十一円

切實五人（一日八十銭トシ）四円

計十五円位

差引金五十五円二十五銭ノ益

金二十五円二十銭 フスマ六袋（袋売）

一袋四円二十銭売

一袋元価三円三十銭（一袋百十銭益）

六袋売上益五円四十銭

金二十六円四十銭 フスマ四袋付売上高

二石二斗五合ニ計上ゲ（一袋五斗五升ノ割）

四袋元価十二円二十銭

四袋売上益十四円二十銭

フスマ合計十袋元価三十三円

大売上高 五十一円八十銭

右売上益計十八円八十銭

金十円三十二銭 大麦一俵売上金 但シ一升二十銭売リ

但シ一俵十三貫目ヲ四斗二升ニ計リ上ゲ

一俵元価四円八十銭

右売上益五円五十二銭

小売時価一升十五銭

金三円十二銭

大豆一斗二升 一升二十六銭ノ割

但シ四斗六升（正味十六貫）元価八円二十五銭

元価一升十八銭四厘一斗二升ニテ二円二十銭

一斗斗二升売上益九十二銭

小売時価一升二十銭

金一円五十銭

塩五升（一升三十銭）

小売一升十二銭益九十銭

金二十五銭

コスカ五升

金二十銭

白米五合

金四十五銭

味噌三百円

馬糧売合計

金百三十二円六十九銭

右売上益計百円九十九銭

馬泊料

金九十八円三十銭

延敷三百十四頭

十日間平均三十一頭泊リ

大馬一泊リ四十銭

小屋掛費

小馬一泊リ三十銭

金九円六十銭 二人ニテ四日給料

一人一日一円二十銭トシテ

金七円二十銭 后方村二人 三日給料

金二円 雑費(ナワ代其他)

計十八円八十銭 材料見ズニ益金約七十八円

金二円四十銭 馬泊リ 八ツ付落ト

宿泊料

金五百九十三円三十銭 一泊一円四十銭二一五泊人

延人員四百四十一人 一泊一円三十銭 二三六人

酒肴其他

金五十円七銭 酒一六五本

但シ現金売りハ計上セズ

金二十二円七十銭 肴酒ビール 其他計

金四十二円九十銭 昼食一四三ヶ

付落

金三十五銭 ワラ一俵

金六十銭 フスマ五升

総収入金九百四十三円三十一銭也

現金受取ヲ除キ帳簿記入ノ勘定ノミ計上ス

差引益 金参百九十七円八十六銭也

〔本町 熊田俊一家文書〕

三六〇〔大正六年種付牝馬検査ノ依頼〕

矢農發第三七号

大正六年四月五日

矢吹農会長閣

国有種牡馬種付牝馬検査ニ就テハ種々御配慮ノ結果第一回ニ於テハ例年ニ比シ多数ノ牝馬検査ヲ了シ感謝ノ至リニ御座候然ルニ尚数十頭ノ補充ヲ要シ候ニ付来ル九日種付開始ノ日ヲ以テ更ニ補充検査施行相成候条尚御勧誘ノ上予定数ニ相違シ候様御配慮相煩シ度及御依頼候也

追而種牡ハ来ル七日到着可仕申添候也

〔新町 佐久間一家文書〕

三六一〔昭和一四年種牡馬共同購入補助並斡旋〕

昭和十四年二月二十五日

中畑村理事

各産馬惣代殿

種牡馬共同購入補助並ニ斡旋ノ件

今般県産馬畜産組合連合会ニ於テ別紙要領ニ依リ種牡馬共同購入斡旋可致旨通知有之候条貴郡内一般希望者取纏メ至急御回報相成度此段及御依頼候也

追テ来ル二十七日迄申込相成度シ

別紙種牡馬共同購入補助並ニ斡旋ニ関スル件

事変以来徴発補充並ニ馬改良計画ノ改変ニ伴ヘ県内基礎牡馬ノ資質向上ノ目的ヲ以テ左記ニ依リ種牡馬ノ共同購入補助並ニ幹旋ヲ行フモノトス(一)頭数百頭(二)役種各組合ニ於ケル産馬方針ニ□□セル輓馬小格輓馬(三)年齢二歳五歳(四)購入価格一頭金四百円以上(五)補助並ニ幹旋購買価格輸送費ヲ含ム輓馬ニ在リテハ一頭百二十円小格輓馬ニ在リテハ一頭七十円以内トシ補助率ヘ購買価格ヲ参酌スルコト(六)申込期日二月二十七日

〔弥栄 愛沢見家文書〕

三六二〔三神村牧畜生産調〕
牧畜生産物

年次	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	鶏	禽
昭和元年	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
二年	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
三年	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
四年	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
五年	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
六年	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
計	6	5	11	4	4	8	4	4	8	4	4	8	6	5

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

三六三〔中畑村牧畜生産調〕
牧畜生産物

年次	牛			馬			豚			家禽			牛乳
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	鶏	兔	牛乳揚	
昭和七年次	2	2	4	3	3	6	3	3	6	3	1	1	1
八年次	2	2	4	3	3	6	3	3	6	3	1	1	1
九年次	2	2	4	3	3	6	3	3	6	3	1	1	1
十年次	3	3	6	4	4	8	4	4	8	4	1	1	1
十一年次	8	8	16	5	5	10	5	5	10	5	1	1	1
十二年次	13	13	26	6	6	12	6	6	12	6	1	1	1
十三年次	16	16	32	7	7	14	7	7	14	7	1	1	1
十四年次	21	21	42	8	8	16	8	8	16	8	1	1	1
十五年次	25	25	50	9	9	18	9	9	18	9	1	1	1
計	112	112	224	54	54	108	54	54	108	54	11	11	11

明治十八年十一月六日

矢吹村外十五ヶ村戸長 中葉 重朗 團

〔中畑 岡崎長成家文書〕

第二条 当市場ハ矢吹町字西側四十番地ニ設置シ当分矢吹町

役場内ニ事務所ヲ置ク

第三条 当市場ニ用ユル印章左ノ如シ

一、市場ノ印 方一寸四分

二、理事長及副理事長ノ印 方八分

三、常務理事ノ印 方八分

四、市場割印 長サ一寸巾五分

三六六〔明治一九年養蚕改良談話会通知〕
勸第七十六号

中畑村世話掛

今般第四区勸業部内有志者相謀リ本月二十四日矢吹村長尾半次郎

方ニ於テ養蚕飼養改良談話会開設候ニ付其村后記之者及有志者競

テ出会候様通達方有志者惣代小針鎮平ヨリ願出候条有志之者ハ同

日出頭候様所為致此旨相達候事

明治十九年八月二十日

矢吹村外十五ヶ村戸長 中葉 重朗 團

中畑村 岡崎 長次郎

蛭田 倉之助

〔中畑 岡崎長成家文書〕

第五条 当市場ノ存続期間ハ設立ノ日ヨリ滿二十箇年トス

第二章 資本

第六条 当市場ノ資本金ヲ金一万円也トス

第七条 当市場ノ出資金ヲ一口金二十五円トシ総口数ヲ四百

口トス

第八条 当市場ハ出資証券ヲ交付ス其証券ヲ記名式トシ一

口、五口、十口、ノ三種トス

第九条 当市場ノ出資権ヲ譲渡セントスルキハ理事長ノ承認

ヲ得ベシ但シ相続ノ場合ハ此限リニアラズ

第十条 当市場ノ出資証券ヲ紛失滅失又ハ毀損シタル場合ハ

三六七〔大正一三年公設矢吹繭市場仮規程〕
公設 矢吹繭市場仮規程

第一章 総則

第一条 当市場ハ公設矢吹繭市場ト称ス

其旧証券ヲ添附シ又ハ其ノ添附シ能ハサル理由ヲ詳記シ保証人連署シ再交附ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ証券一通ニ付金十錢手数料ヲ徴ス但シ譲渡相統等ノ為メ名義書替ヲ求ムル場合亦同シ

第十一条 当市場出資金ハ其払込ヲ二回トシ第一回ハ一口ニ付金十五円トシ第二回ノ払込金十円ト其時期ハ理事会ニ於テ之レヲ定ム

第十二条 出資金ノ払込金額及ビ期日ハ十四日前ニ出資者ニ通知スルモノトス

第十三条 出資金払込ヲ怠リタル者ハ其ノ持分一口ニ付金二錢ノ延滞利子ヲ徴シ尚払込期日ヲ六十日経過スルモ払込ヲ為サザル者ハ其出資額權利ヲ失フモノトス

第三章 役員

第十四条 当市場ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一名 副理事長 一名 理事 七名以内
監事 三名以内

前項ノ外理事会ニ於テ顧問ヲ推薦スルコトヲ得

第十五条 理事長、副理事長ハ理事ノ互撰トシ理事監事ハ出資者總會ニ於テ十口以上ノ出資者中ヨリ選挙ス但シ必要ニ応ジ理事ノ互選ヲ以テ常務理事一名ヲ選任スルコトヲ得

第十六条 事務員及ビ雇員ハ理事長之レヲ任免シ其報酬ハ理事会ニ於テ之ヲ定ム

第十七条 理事長ハ当市場ヲ統理シ之レヲ代表ス副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之レヲ代理ス

理事ハ理事長及副理事長ヲ補佐シ業務ヲ掌理ス監事ハ本市場事業ノ状況並ニ會計一切ヲ監査ス事務員及雇員ハ理事ノ命ニ遵ヒ市場ノ事務ニ従事ス

第十八条 理事監事ノ任期ヲ滿四箇年トス但シ滿期再選スルトヲ得、理事及監事ニ欠員ヲ生ジタルトキハ必要ニ依

リ補欠選挙ヲ行ヒ是ヲ補充ス

補欠選挙ニ於テ選任シタル理事及監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承スルモノトス

第四章 会 議

第十九条 會議ヲ分チテ定期出資者總會臨時出資者總會及ビ理事会トシ出資者定期總會ハ年一回五月中之ヲ開ク但シ監事又ハ出資者五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的ヲ指示請求アルトキハ理事長之ヲ召集開会スルモノトス

會議召集ニ関シテ十日前ニ之ヲ通達スルモノトス但シ急施ヲ要スル場合此限ニアラズ

第二十条 各會議ノ權限次ノ如シ

一、出資者總會

イ、経費予算認定及資本金ニ関スル件

ロ、経費決算及業務成績報告認定ノ件

ハ、規程変更改正ノ件

ニ、役員選挙ノ件

ホ、其ノ他重要事件

二、理事会

イ、経費予算編成ノ件

ロ、予算追加更正ノ件

ハ、市場事務一切ニ関スル件

ニ、報酬旅費及其他給与ニ関スル件

ホ、其他緊急事項ニ関スル件

第二十一条

会議ノ決議ハ出資口数ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否

同数ナルトキハ議長之ヲ決ス但シ解散又ハ規定変更改

正ニ関スル件ハ出資口数及出資者三分ノ二以上ノ同意

アルニ非グレバ之ヲ決スルコトヲ得ス

第二十二条

会議ノ議長ハ理事長之ニ当リ理事長事故アル場合ハ

副理事長之ヲ代理ス、理事長副理事長事故アルトキハ

年長理事之ヲ代理ス

第二十三条

各出資者ノ決議権ハ一口一箇トシ代理ヲ委任シタル

場合其数ヲ含ム

第五章 計算

第二十四条 当市場ノ事業年度ハ毎年五月一日ニ始マリ四月三十

日ニ終ル事業決算ハ毎年本事業年度末ニ於テ之ヲ行フ

第二十五条 剰余金処分ノ割合ハ理事会ノ決議ニ依ル

一、出資者割賦金 年利率二割以内

二、準備積立金 百分ノ十以内

三、役職員賞与金 百分ノ十以内

第二十六条

当市場ノ解散ヲ決議シタル場合ハ理事其精算人トナ

リ負債アル場合ハ之ヲ完済シ尚不足ヲ生スル場合ハ出

資額ノ範囲ヲ以テ其實ニ任ス

第二十七条

本則ニ明文ナキ事故ハ凡テ理事会ニ於テ定ムル所ニ

依ル

第二十八条

初期ノ役員ニ限り創立委員会ニ於テ撰任スルコトヲ

得

附 則

第二十九条

当市場ノ負担ニ関スル創立費用ハ金一百円以内トス

創立費ハ優先ニ剰余金中ヨリ支弁ス

矢吹瀨市場目論見書

一 資本金一 万円也

内 訳

金 八 千 円 也

市場建設費

金二千円也 流通資金

収入之部

一 収入金四千六十円也

内訳

金三千六百円也 蘭参万貫匁、貫八円此代金二十四万円ニ

金四百円也 対スル百分ノ一、五ノ手数料

金六十円也 煙草収納所賃貸料

支出之部

一 支出金四千六十円也

内訳

金三百六十円也 事務員及雇員二人三ヶ月分一ヶ月一人金六十円

金五百四十円也 人夫延三百六十人一人一日金一円五十銭

金二百円也 印刷及広告費

金二百円也 通信費

金二百円也 事務所費

金二百円也 接待及雜費

金一百円也 慰勞費

金四百円也 役員及囑託手当

金一百円也 役員及事務員旅費

金三百円也 創立費償却

金二百円也 積立金

金一千円也 配当金(年一割)

金三百六十円也 后後繰越金

大正十三年九月

創立委員長 武藤 一策 創立委員 大木 代吉

創立委員 仲西 藤作 同 仲西 保藏

同 藤田 勝次 同 佐久間茂八郎

同 矢吹 喩 同 渡辺 均

同 熊田 了説 同 仲西 喜一郎

同 佐久間 巖 同 仲西 正雄

同 石井 鎌 同 手島 愛五郎

同 車田 源藏 同 青木 友次

同 入江 新六郎 同 大木 次郎吉

同 塩田 平助 同 星 多吉

同 佐久間 佐一郎 同 三村 正吉

同 芳賀 堅三 同 円谷 庄作

同 根本 喜助 同 星 卯吉

同 大野 健治 同 近藤 吉右衛門

同 森 宇吉 同 海老沢 高次

同 荒井 平爾 同 佐久間 伊世吉

同 小針 定三郎 同 星 清明

〔本町 熊田俊一家文書〕

三六八〔大正一三年公設矢吹爾市場出資者名簿〕

(表紙)

「公

矢吹爾市場出資者名簿

設

一 第一回払込出資一口ニ付金十五円

二 払込期日大正十三年十一月三十日限

口数	姓名	口数	姓名
四	大木代吉	一五	関根永寿
三	仲喜市郎	二〇	鈴木百松
二〇	熊西正雄	三	青木乙太郎
二〇	熊西了説	三	長尾辰巳
一	仲保藏	三	会田賢重
一	野西保藏	五	藤田吉郎
一	仲辰三	三	佐久間保衛
一	熊留吉	二	渡辺久八
二	森吉次郎	一〇	手島愛五郎
五	渡辺均	三	木村喜久治郎
五	佐久間フヂ	二	小沼光造
五	石井謙	三	大野俊平
五	菊地熊之助	二	小林寅次郎
五	神山熊三	二	佐久間熊次郎
五	平山勇武	二	佐久間久三郎
一〇	藤田忠助	二	伊勢野健次

二	堀田五郎治	二	武藤策
三	理崎弥四郎	一	高橋吉郎
一	入江新六郎	二	芳賀藤作
一	大島金次郎	〇	仲西田
三	野木芳雄	〇	藤田
一	室井留作	二	大野吉
二	大野仁平	三	星田多吉
二	矢吹ツネ	一	藤田玉藏
二	矢吹高次	一	薄井徳重
一	海老沢庄八	二	小川春野
一	伊藤佐一郎	一	川崎政之助
二	野木佐一郎	五	会田謹次郎
二	野木佐重	二	笹川平助
一	酒井佐重	五	塩田源藏
二	佐久間ナミ	一	車田政治
一	大野健治	一	円谷茂三
一	近藤長左衛門	一	藤井善四郎
三	大森九一郎	一	小川兼吉
三	長谷川二郎	二	青木友二
四	仲西武夫	〇	大木正治
五	小野藤太郎	一	上田治
五	藤田由蔵	〇	菊地長雄
二	揚妻ウメ	二	仲西三良
三	五十嵐一	二	佐久間幸之助

〔本町 熊田俊一家文書〕

三六九〔西白河郡養蚕同業組合矢吹繭市場倉庫貸借契約書〕

倉庫貸健契約書

西白河郡矢吹町大字矢吹字東側九十番地所在

一土蔵瓦葺 間口七間
奥行三間 此坪二十一坪 一棟

此一ヶ年貸借料金一百八十円也

右建物西白河郡養蚕同業組合矢吹繭市場倉庫トシテ左記条件ヲ付

シ貸借致候処確實也為後日本書ニ通製シ各一通ヲ保管スルモノ也

一倉庫使用期間ハ矢吹繭市場ニ於テ倉庫ヲ建期迄トス

二倉庫修繕料ハ貸貸人ニ於テ之ヲ負担ス

大正十三年十二月一日

西白河郡養蚕同業組合

組長 酒 井 百人

西白河郡矢吹町大字矢吹東側九十番地

貸貸人 仲 西 保 藏

〔本町 熊田俊一家文書〕

三七〇〔大正一四年繭乾燥工場竣工届〕

竣工届

大正十四年三月十八日福島県指令保第五八一一号西白河郡矢吹町

大字矢吹字柳堀込八十番地へ繭乾燥工場設置ノ件御許可相成候処

本日竣工致候間御検査相成度此段及御届候也

大正十四年三月二十日

西白河郡養蚕同業組合

組合長 酒 井 百人

福島県知事

香 坂 昌 康殿

〔本町 熊田俊一家文書〕

三七一〔三神村養蚕業の状況〕

四副業 副業ノ沿革及其状況

主ナル副業ハ養蚕 養鶏 蒟蒻 煙草栽培ナリ

養蚕

明治八年頃ヨリ夏蚕(姫蚕)ヲ飼育スルヲ始トシ其ノ繭ヨリ自

家用トシテ糸ヲ制シテ用ユ

明治二十年頃三城目丹内栄作氏及松山利惣治氏等春蚕ヲ飼育シ

爾後漸次普及シ春蚕(金蚕)ヲ始ム

尙当局奨励ノ結果外国貿易ノ盛ナルニツレ生糸輸出ノ大宗トナ

ルニ及ビテ益々普及シ其技術モ向上スレド今(昭和八年)ニ比ス

レバ連蚕率遙ニ大ナリキ

一飼育品種 小石丸 支那又 伊達錦等

一養蚕同業組合 大正十一年設立

一養蚕組合ヲ設置シ(大正五年)養蚕教師ヲ招聘シテ飼育ノ指導

ヲ受ク後年々各部落ニ於テ適宜組合組織ヲナシ養蚕教師ヲ招キテ指導ヲ受ク 按燈育(トウ)及糸桑育等ノ特殊育ヲモ指導セラル

一産繭取引ハ従来石数ヲ以テナセドモ大正六七年ヨリ交配雜種普及スルニ及ビテ看買取引ヲナス

昭和二年頃ヨリ会社ニヨリ正量取引引ヲ始ム

一郡養蚕同業組合三神支部

支部長村長(円谷善助) 郡代議員藤井為吉

昭和七年四月同業組合解散トナル同時ニ養蚕実行組合組織サル

一桑園改植実行組合昭和五年ニ組織サレ低資金ヲ交付 交付金額

一反歩ニツキ三十円

養蚕実行組合

昭和七年三月二十九日設立サレ本科養蚕発達向上ヲ図リツ、ア

リ
其ノ組織並ニ事業

三城目 会長 猪合 弥兵衛

中野目 〃 大木 義雄

明新 円谷 祐助

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

三七二〔中畑村養蚕実行組合〕

養蚕実行組合

大製糸家郡是片倉小口等中心ニ組合を組織シ蚕の飼育法繭の販売法桑園改良等一定ノ規約の下に活動を続ク組合数本村一、原宿平鉢寺内一、大畑一、根宿三、松倉一、長峯一なり

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

三七三〔三神村養蚕生産調〕

養蚕生産物数量

年次	繭		玉		其	
	春	夏秋	春	夏秋	春	夏秋
昭和元年	二,九七〇	三,六〇〇	二九七	三〇〇	一九	二〇〇
二年	二,九四〇	三,一〇〇	一四七	三〇〇	八	二〇〇
三年	三,五五六	二,三九〇	三三三	三〇〇	七	四九九
四年	六,七三二	三,六〇〇	一〇七	一六九	六	三三九
五年	二,八〇六	二,五二九	六四	一〇一	一四	七〇
六年	六,九三三	三,四〇〇	二七五	二四六	三三	三三

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

三七四〔中畑村蚕業生産調〕
蚕業生産物数量

年次	繭			玉			其			他			生糸	屑物		真綿	屑物	蚕種
	春	夏	秋	春	夏	秋	春	夏	秋	春	夏	秋		熨斗糸	生皮芋			
昭和七年次	三,二〇〇貫	七三三貫	二,六六九貫	二六貫	三貫	一五五貫	一九貫	七貫	二〇貫									
〃 八年次	三,七六三	一,二四二	二,九六九	三六	三	一五九	二六	七	三三									
〃 九年次	五,六四六	四,〇〇〇	八,四三〇	三三	三〇	四九元	二五	二〇	三〇									
〃 十年次	四,〇〇六	四,一五	四,四二五	一〇	二六	二八	一五	二七	二六									
〃 十一年次	三,二七六	四,七三三	四,七三三	二六	三〇	二九	三〇	二六										
〃 十二年次	三,五〇八	五,三三〇	五,三三〇	一〇	二九	三〇	二六											
〃 十三年次	霜	六,七〇〇	六,七〇〇		三三	三六												
〃 十四年次	六,〇三〇	四,一一〇	四,一一〇	三三	三〇	三三												
〃 十五年次	五,一〇八	八,五〇六	八,五〇六	三六	三〇	三三												
〃 十六年次		六,八六〇			二七	三〇												
〃 十七年次																		
〃 十八年次																		
〃 十九年次																		

三七五〔矢吹町蚕業生産調〕

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

三七六〔明治三〇年中央煙草合資会社登記廣告〕

公 告

合資会社登記廣告

一社 名 中央煙草合資会社

一会社ノ目的 刻及巻煙草製造

一營業 所 磐城国西白河郡矢吹村

大字大和久字大内和二十八番地

一会社資本額 金二千円

一各社員氏名住所及出資額并有限無限の區別

一金百二十五円 磐城国西白河郡信夫村大字下新城字若内六十一番地 有限責任 大 竹 喜代蔵

同所字和久百四十七番地

一金百二十五円 同 大 竹 兵治郎

同 大 竹 兵治郎

一金百二十五円 岩代国岩瀬郡須賀川町大字須賀川字西四丁目十番地 同 佐 藤 富 蔵

同 同所字本村百十九番地

一金百円 磐城西白河郡矢吹村大字大和久字大和内二十八番地 同 星 清 作

同 同郡矢吹村大字大和久字大和内二十八番地

一金七十五円 同郡信夫村大字下新城字和久九十八番地 同 渡 辺 儀 七

同 同郡信夫村大字上新城字屋敷四番地

一金五十円 同所字野寺十四番地 同 岡 崎 泰 助

同 同所字西畑二十三番地

一金五十円 同所字和久百四十番地

同 大 竹 栄 吉

一金五十円 同郡矢吹村大字大和久字大和内百四十九番地

同 星 留之助

一金五十円 同所六十二番地

同 木 戸 正 助

一金五十円 同所三十二番地

同 十 文 字 春 吉

一金五十円 同所十一番地

同 星 野 義 助

一金五十円 同郡三神村大字瀬乗字花ノ里二十三番地

同 坂 路 惣 蔵

一金五十円 同郡中畑村大字中畑字寺内百六十七番地

同 蛭 田 倉 之 助

一金五十円 同所字本村百十九番地

同 富 永 寅 十

一金五十円 同郡矢吹村大字大和久字大和内二十八番地

同 星 留 吉

一金五十円 同郡信夫村大字上新城字屋敷四番地

同 鈴 木 茂 平

一金五十円 同所字西畑二十三番地

第5編 近代 2産業・経済

一金五十円	同	同所二十二番地	鈴木 浜吉	一金二十五円	同村大字矢吹字東側三十八番地	同	手嶋 広之助
一金五十円	同	同郡中畑村大字中畑字本村三十九番地	鈴木 猪之吉	一金二十五円	同村大字中畑新田字東浦七十番地	同	三村 忠助
一金五十円	同	同村大字松倉字下松五十七番地	小林 房吉	一金二十五円	同村大字矢吹字東宅地三十三番地	同	酒井 茂市
一金二十五円	同	同郡矢吹村大字大和久字大和内百四十九番地	藤田 兵太郎	一金五十円	同郡信夫村大字下新城字和久百四十九番地	同	大竹 治郎
一金二十五円	同	同所百四十六番地	星 林太	一金二十五円	同郡中畑村大字中畑字本村百二十番地	同	岡崎 長次郎
一金二十五円	同	同所七十三番地	小泉 辰吉	一金二十五円	同所百十七番地	同	小林 禺之助
一金二十五円	同	岩代国岩瀬郡広戸村大字柿之内字田内九十番地	阿部 良之助	一金二十五円	同所字原宿八十六番地	同	鈴木 由蔵
一金二十五円	同	同所字屋敷七番地	角田市郎右衛門	一金二十五円	同所字風呂向百五番地	同	鈴木 嘉久蔵
一金二十五円	同	磐城国西白河郡矢吹村大字大和久字大和内字二十四番地	安田 保次郎	一金二十五円	同所字平鉢八十三番地	同	吉田 菊蔵
一金二十五円	同	同所二十番地	阿部 半兵衛	一金二十五円	同所字根宿二百十九番地	同	水戸 勘十郎
	同		星 辰三郎	一金二十五円	同所字根宿二百五十五番地	同	

一金二十五円 同 後藤 留十

一金二十五円 同所二百六十三番地 同 水戸 仙之助

一金二十五円 同所二百六十四番地 同 水戸 捨吉

一金二十五円 同所字原宿九十六番地 同 高久 源三郎

一金二十五円 同 同村大字松倉字上松八番地 同 塩田 惣太郎

一金二十五円 同 同村大字中畑字根宿二百四十八番地 同 佐藤 安吉

一金二十五円 同所字本鉢百十九番地 同 小川 善作

一金二十五円 同所百十六番地 同 吉田 作松

一金二十五円 同 同所字原宿八十八番地 同 関根 平三郎

一金二十五円 同所字平鉢百六番地 同 吉田 弥市

一業務担当社員 佐藤 富藏 十文字 春吉

富永 寅十 大竹 喜代藏

星 留之助 小林 房吉

一設立年月日 明治三十年十二月十五日

一存立時期 予定セズ

一登記済年月日 明治三十年十二月十五日

一登記簿冊 合資会社登記簿第一冊第二号

右公告ス

明治三十年十二月十五日

白河区裁判所 矢吹出張所

〔本町 熊田俊一家文書〕

三七七〔三神村煙草栽培について〕

煙草

明治四十五年神田藤井安藏氏始メテ松川葉ノ種子ヲ専売局ヨリ

配布ヲ受ケ耕作栽培シ爾後漸次普及シ今日ニ至ル

賠償金平均一貫ニツキ八十銭

現在大蔵省所属専売制ニシテ専売局指導ノ下ニ栽植法栽植面積

等モ指定、連乾、幹乾等アルモ本村ハ全部連乾ナリ

三神村煙草耕作組合ハ大正二年設立許可サレ目下円滑ナル行程

ヲ辿リツ、アリ

許可人数八十名 許可反別昭和六年七町一反 昭和七年六町六

反歩

統計

年次	昭和三五年	昭和三六年	昭和三七年	公示種類	松川葉	松川葉	松川葉	耕作人員別	三三 三六七〇九フ	七〇七〇〇フ	六〇七〇〇フ	納金額	二、〇六〇、四〇〇フ 六六、九〇〇円	一反歩当金	一六、八九五円	一人当量	七セ〇フ 二八、七〇〇メ

煙草耕作組合

各部落毎ニ分割シ耕作者ヲ以テ組織シ耕作者ノ互選ニヨリ各組支部ニ総代ヲ置ク

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

三七八〔中畑村煙草耕作組合〕

煙草耕作組合

組合員熱心ニ改良ニ勉め為めに六年度の如き本組合員中より管内にての一等賞を授領せし者あり

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

三七九〔矢吹町たばこ耕作事績〕

西白河郡矢吹町たばこ耕作事項(たばこ耕作開始以来)

(量目面積單位換算して統一した)

年度	人員	面積	量目	代金	代金	kg当り	量目	代金	面積	代金	一人当り	面積	代金	一人当り	摘要
大正一	六	a	九三、七	一七、〇	〇・四	二二	二、三	三、〇	三	三、〇	三、〇	三	三、〇	三、〇	松川 矢吹、三神、中畑合せて
二	六	a	九三、七	一七、〇	〇・四	二二	二、三	三、〇	三	三、〇	三、〇	三	三、〇	三、〇	量目メで
三	三	三	二、七	四、七	〇・三	八	二、三	三、〇	三	三、〇	三、〇	三	三、〇	三、〇	面積
四	二	二	一、九	三、七	〇・九	二	一、〇	二、九	二	二、九	二、九	二	二、九	二、九	畝歩
五	一	一	一、二	四、七	〇・三	九	一、〇	二、七	一	二、七	二、七	一	二、七	二、七	
六	八	八	五、七	一、四	〇・三	七	一、〇	二、八	七	二、八	二、八	七	二、八	二、八	
七	一	一	一、一	八、三	〇・四	八	一、〇	二、八	八	二、八	二、八	八	二、八	二、八	
八	三	三	一、七	一、三	〇・七	一	一、三	〇、〇	八	〇、〇	〇、〇	八	〇、〇	〇、〇	

三八〇〔三神村養鶏の情況〕

養鶏

明治三十五年頃関根亀吉氏始メテ種鶏用トシテ白色レグホーンヲ郡交付ニヨリテ飼育セル（五羽）ヲ嘴矢トス後大正十四年船橋正義氏棚飼ヲナシ産卵用トナスクシテ従来ヨリ各戸共放飼ヲナシテ其ノ産卵ヲ自家用ニスルニ過ギザリシガ大正十四年三城目丹内理一氏棚飼ヲナシ幼鶏ヲ名古屋ヨリ移入後漸次副業的養鶏業ノ發展トナリ現今全村ニ於テ営利的養鶏業トナル

現在ハ養鶏組合モ組織セル、ニ至リ益々養鶏ガ大規模ニ行ハレツ、アル有様ナリ

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

三八一〔明治四二年度鶏売買者控〕

（表紙）

「明治四十二年度

旧 二月三日

庭鳥売買者控

七窪鶏盛社

明治四十二年旧七月二十三日鳥市

一号 シャモカンヒナ男

金十六銭

円谷 岩次
主トリ

二号 黒 二歳女

金二十二銭

同 人

金十四銭

同 人

三号 黒色シャモ二歳

主トリ

金二十四銭

同 人

九号 同鳥

金十銭五厘

同 人

四号 桜色リクヒナ男

鈴木金太郎

金十三銭

三城目 本間 藤次郎

円谷 岩次

十号 黒シヨビ牡一才

金四銭五厘

同 人

十一号 アンダザン一才牡

同鳥

金十三銭

同 人

金八銭五厘

同 人

七号 黒シヨビ一歳牡

吉田 竹蔵

金十五銭

仁井田喜一郎

十二号 黒シヨビ一才牡

金七銭

同 人

八号 アンタル牡

関根 幸四郎

十三号 白シヨビ二才女

金二十五銭

堀井久一郎

同人

主トリ

三十九号 ミノルカ一才牡

小林 勝衛

薄葉 儀藏

三十四号 ミノルカ一才牡

同人

四十五号

二十九号 シケ二才牡

金一円十銭五厘

四十号 ブリモラス一才牡

利益金四十一銭也

金十七銭五厘

同人

金十七銭

旧八月八日

七々久保

同人

同人

1 黒一才牡

円谷 貞次

三十五号 カシ色二才牡

坂路 喜平

金五銭五厘

三十号 アンタルニ才

金三十銭

四十一号 黒シラビニ才牡

関根 幸四郎

金二十九銭五厘

同人

金二十四銭

2 同鳥

泉川 藤吉

同人

同人

同鳥

吉田喜左衛門

三十六号 アンタル一才牡

渡辺 栄次郎

金五銭

三十一号 シラビニ才牡

金十七銭

四十二号 ミノルカ一才牡

同人

金三十六銭

本間 藤次郎

金二十九銭

3 カシショヒ一才牡

円谷 貞次

相楽 金四郎

同人

金十五銭

小林 藤四郎

三十七号 同鳥

主トリ

3 同鳥

三十二号 金色二才牡

金十六銭五厘

四十三号 バフ一才牡

泉川 長吉

金二十一銭五厘

同人

金十四銭五厘

鈴木 市次

藤井 加平

同人

同人

4 バフショビ一才牡

円谷 貞次

三十八号 ミノルカ一才牡

吉田 武八

金十銭

三十三号 ミノルカ一才牡

金十六銭

四十四号 アンタル一才牡

同人

金五十七銭五厘

同人

金二十銭

5 ミノルカ一才牡

泉川 良吉

藤井 加平

藤井 加平

主

- 金七十一銭 大木 卯三郎
- 31 カ色ザシニ才牡 同 人
- 32 アンダラザシニ才牡 松谷 甲子吉
- 33 地鳥ニ才牡 鈴木 政吉
- 34 カ色陸ザシニ才牡 同 人
- 35 パフシヨビニ才牡 円谷 貞次
- 36 星アンダラニ才牡 同 人
- 37 アンダラニ才牡 泉川 藤吉
- 38 黒シヨビニ才牡 主 同 人
- 39 パフザシシヨビニ才牡 関根 利八
- 40 黒シヨビニ才牡 円谷 岩次
- 41 ミノルカニ才牡 主 同 人
- 42 ミノルカニ才牡 泉川 藤吉
- 43 黒シヨビニ才牡 同 人
- 44 カ色陸ザシニ才牡 主 同 人
- 45 アンダラザシニ才牡 主 同 人
- 46 カ色ニ才牡 主 同 人
- 47 アンダラザシニ才牡 泉川 藤吉
- 27 アンダラザシニ才牡 円谷 岩蔵
- 28 カ色シヨビニ才牡 主 同 人
- 29 アンダラザシニ才牡 主 同 人
- 30 カ色陸ニ才牡 円谷 岩蔵
- 31 カ色ザシニ才牡 同 人
- 32 アンダラザシニ才牡 松谷 甲子吉
- 33 地鳥ニ才牡 鈴木 政吉
- 34 カ色陸ザシニ才牡 円谷 岩次
- 35 パフシヨビニ才牡 円谷 貞次
- 36 星アンダラニ才牡 同 人
- 37 アンダラニ才牡 泉川 藤吉
- 38 黒シヨビニ才牡 主 同 人
- 39 パフザシシヨビニ才牡 関根 利八
- 40 黒シヨビニ才牡 円谷 岩次
- 41 ミノルカニ才牡 主 同 人
- 42 ミノルカニ才牡 泉川 藤吉
- 43 黒シヨビニ才牡 同 人
- 44 カ色陸ザシニ才牡 主 同 人
- 45 アンダラザシニ才牡 主 同 人
- 46 カ色ニ才牡 主 同 人
- 47 アンダラザシニ才牡 泉川 藤吉
- 金十六銭五厘 同 人
- 金二十五銭 同 人
- 金十五銭五厘 同 人
- 相乗 金四郎
- 金三十六銭 同 人
- 金五十一銭 同 人
- 金四十七銭 円谷 作蔵
- 金四十七銭 円谷 岩三
- 金三十一銭 七々久保
- 金二十七銭 同 人
- 金二十六銭五厘 坂路 平次
- 金二十七銭 同 人
- 金二十一銭 七々久保
- 金三十六銭 小泉 伊助
- 金三十銭 薄葉 清太郎
- 金二十五銭 同 人
- 金十七銭 鈴木 市次
- 金六銭 七々久保

金十九銭

相楽常三郎

49 ミノルカザシ一才牡

主

茶製造及販売者 中畑新田村 小針重雄

主

金二十三銭五厘

同 明岡村 円谷庄三

48 黒シヨヒ二才牡

降矢才之助

同 中畑村 遠藤七兵衛

金二十銭

白坂米松

同 岡崎 長次郎

泉川 長次

同 岡崎 長三郎

此益金四十五銭也

〔沢尻 関根寅之助家文書〕

同 小針七左衛門

同 清原 巨学

同 五十嵐 勝治

同 大和久村 星野新吾

〔関係町村のみ抜粋〕

三八二〔明治一七年茶業者人名調〕

西白河郡茶業人名調

〔県庁文書明17「茶業組合一件綴」抜粋〕

茶製造及販売人 矢吹村

小林 繁吉

同 会田 嘉助

同 長尾 半次郎

同 石井 皆兄

同 会田惣左衛門

同 佐久間 半次郎

同 横川 栄二

茶販売者 仲西 力藏

同 手島 広之助

同 今井 八十八

三八三〔明治一七年西白河郡茶業組合同規約書〕

第一章 総則

第一条 当組合ハ福島県下西白河郡茶業組合ト称ス

第二条 当組合ノ事務所ハ当分西白河郡白河町字一番町二十

四番地ニ設置ス

第三条 当組合ニ加盟スル者ハ本郡内ニ現任シテ茶業ニ従事

スルモノ製造者ト販売者トテ問ハスニ限ルベシ

第四条 組合員ハ廃業スルカ又ハ組合外ニ移転スルノ外決シ

テ組合ヲ脱スルヲ得ス

第二章 目的

第五 条 当組合ノ目的ハ茶業上一切ノ弊風ヲ矯正シ進歩改良

ヲ謀ルモノトシ左ノ事項ヲ誓約ス

第一項

他物若クハ悪品ヲ混淆シ或ハ着色日乾等総テ人身ノ

健康ニ関スル不製茶及正業者ノ妨害トナルヘキ不良

茶ヲ製造若クハ売買セサルコト

第二項

乾燥法及荷造方ヲ完全ニスルコト

第三項

製茶ハ荷造ノ上ハ必組合ノ名称及製造人販売人ノ姓

名ヲ記票スルコト

第四項

各管轄庁ノ検印アル証票携帯セサルモノト売買セサ

ルコト

但自用者ニ売渡ハ此限ニアラス

第三章 証 票

第六 条 組合員ハ必県庁ノ検印ヲ受ケタル左式ノ組合証票携

帶スヘシ

但雇人ヲシテ行商セシムルトキハ各記名シタル証票

(検印ハ雇主ヨリ請求スヘシ)ヲ携帯セシムルモノトス

第七 条 組合証票ハ廢棄若クハ他ノ組合区内ヘ転任スルトキ

ハ必県庁ノ消印ヲ請フモノトス

第八 条 当組合ニ加盟シ証票ヲ請ケタルモノハ必左式ノ看板

ヲ製シ戸外ニ掲出スヘシ

第四章 委 員

第九 条 当組合中委員十名ヲ置キ其委員中ヨリ委員長一名ヲ

撰抜スルモノトス

第十 条 委員長ノ任期ハ滿二ケ年トシテ滿期再撰スルモ妨ナ

シ

第十一 条 委員ハ組合中ヨリ互撰シテ之ヲ定メ其ノ任期ハ滿二

ケ年トシ滿期再撰スルモ妨ナン

但初期滿一ケ年ニシテ其ノ半数ヲ改撰ス其退任者ハ

抽籤ヲ以テ定ムルモノトス

第十二 条 委員長及委員ハ任期内ト雖モ撰挙者過半数ノ同意ニ

依リ改選スルコトヲ得ヘシ

第十三 条 委員長及委員手当ハ集會決議ニヨリ支給スルモノト

ス

第十四 条 委員長ハ取締所ノ集會ニ臨席シテ意見ヲ述ヘ又常ニ

組合事務所ニ在勤シテ取締所トノ通信報告ヲ掌リ兼テ

委員ノ事務ヲ行フモノトス

第十五 条 委員ハ組合内製茶ノ高及売買ノ数量金高共臨時調査

ヲ遂ケ統計ノ材料トナスヘシ

第六章 組合会議

第十六条 委員長ハ組合人ノ姓名簿ヲ造リ事務所ニ備ヘ置クヘシ

第二十二條 組合会ニ通常会臨時会ノ二種トス

但代換リ其ノ他増減アルトキ時々加除訂正スルモノトス

第二十三條 通常会ニ毎月二月中ニ開設ス

第十八條 委員、委員長ノ通議ニヨリ時々組内ヲ巡回シテ平素茶業ニ注目シ粗製濫造ノ弊ヲ未幾ニ査察矯正スヘシ

第二十四條 臨時会ハ組合委員ノ意見若クハ組合員過半数ノ同意ニ依リ開設ス

トス

第十九條 第十五條第十六條ノ場合ニ要スル旅費日當ハ集會議決ニヨリ支給スルモノトス

第二十五條 會議ノ日數ハ通常会ハ二日間臨時会ハ一日間ト予定ス

第五章 違背者

第二十六條 凡テ會議ノ日限ハ前以テ委員長ヨリ議員ヘ通知スルモノトス

第二十七條 議員ハ組合員中ヨリ互撰シテ之ヲ定ム其任期ハ滿二ケ年トシ滿期再撰スルモ妨ナシ

ト認ムルトキハ左ノ區別ニヨリテ取扱フヘシ

第二十八條 議員ノ數ハ二十名ヲ以テ定員トス

第一章 人身ノ健康ヲ害スル不正茶ト認ムルトキハ現品ヲ預リ置キ始末書ヲ作り見本若干ヲ添委員長ニ差出シ

第二十九條 組合會議員中ヨリ投票ヲ以テ正副會長各一名ヲ撰挙スルモノトス

委員長ハ之ヲ取締所ニ送達シテ其処置ヲ求ムルモノトス

第三十條 議員ハ過半数ニ滿タサレハ開会スル事ヲ得ス

二、正業者ノ妨害トナルヘキ不良茶ト認ムルトキハ現品ノ賣買ヲ差留置キ前項ノ手續ヲナスモノトス

第三十一條 會議ハ普通會議ノ法ニヨルモノトス

第二十一條 委員ハ組合員ノ内第五條第二項第三項第四項ノ主旨ニ背戻スルモノナルトキハ之ヲ委員長ニ報告シ委員長ハ之ヲ取締所ニ通報シテ其処置ヲ求ムルモノトス

第三十二條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十條 議員ハ過半数ニ滿タサレハ開会スル事ヲ得ス

第三十一條 會議ハ普通會議ノ法ニヨルモノトス

第三十二條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十二條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十三條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十三條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十四條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十四條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十五條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十五條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十六條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十六條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十七條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十七條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十八條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

第三十八條 議員ノ旅費日當ハ會議ノ決議ニヨリ相當ノ金額ヲ支給ス

給スルモノトス

第三十三条 凡ソ會議ノ議案ハ委員之ヲ発付スヘシ

第三十四条 集会ハ左ノ事件ヲ議スルモノトス

一、組合規約改正ニ関スル事

二、組合委員ノ進退ニ関スル事

三、茶業上一切ノ利害ニ関スル事

四、組合ニ係ル費用ノ事

五、取締所ノ経費及組合ニ係ル費用徴収ノ方法

第三十五条 議會ハ委員ヨリ前年ノ事務顛末ノ報導ヲ受ケ且各費用ノ決算報告ヲ調査スヘシ

第七章 雑 件

第三十六条 組合員ハ茶業製造高及ヒ売買ノ数量金高共其時々帳簿ニ明記シ置キ臨時委員ノ調査ノ用ニ供スヘシ

第三十七条 当組合ニ係ル費用ハ組合員ノ協議費ヲ以テ支弁スルモノトス

第三十八条 此規約書ハ県庁ノ認可ヲ経テ履行スルモノナレハ之ヲ改正増補スルノモ亦県庁ノ認可ヲ受ケルモノトス

西白河郡茶業組合員名(関係町村ニ属スル者ノミ抜粋)

矢 吹 村 石 井 皆 兄

同 長 尾 半次郎

同 横 川 栄 二

同 会 田 物 左 衛 門

同 佐 久 間 半 次 郎

同 会 田 嘉 助

同 小 林 繁 吉

同 今 井 八 十 吉

中 畑 新 田 村 小 針 重 雄

中 畑 村 遠 藤 七 兵 衛

同 小 針 七 左 衛 門

同 清 原 巨 学

(「県庁文書明17「茶業組合一件綴」抜粋)

6 商 工 業

三八四 (明治三年生産元基金御下渡願)

謹而奉願歎願候

私儀今般当御県下石川郡矢吹村大沢屋鉄五郎方へ逗留仕逗留中

綿商道ヲ以渡世仕度候

奉願上次ニ生産元基金御下渡之儀をも奉願歎候始終ハ村若松表斗

南藩御布告之旨今般

天朝より斗南藩江出格之御詮義ヲ以米金更ニ下賜一人格五両ツ、